官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件（総務三一一）　一
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件（消防庁一二）　二

その他告示

○総務省告示第三百十一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のように定める。

令和八年八月十四日

総務大臣　林　芳正

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定による無線局の免許が有効であること。	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の免許人であって、令和八年七月二十六日から令和九年一月二十六日までの間に免許の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
二　電波法第二十七条の二十一の規定による無線局の登録が有効であること。	災害救助法適用区域内を登録人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の登録人であって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に登録の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
三　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八条に規定する選挙人名簿登録証明書が有効であること。	災害救助法適用区域内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙人名簿登録証明書の交付を受けたものであって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に当該選挙人名簿登録証明書の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
四　公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書が有効であること。	災害救助法適用区域内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法施行令第五十九条の二第一号及び第二号に掲げる者に限る。）のうち、郵便等投票証明書の交付を受けたものであって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に当該郵便等投票証明書の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
五　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条の規定により再免許の申請を行うことができること。	災害救助法適用区域内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所、主たる停泊港又は定置場）とする次に掲げる無線局の免許人 1　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、特定実験試験局及び免許の有効期間が一年以内である無線局であって、令和八年八月二十八日から令和九年二月二十八日までの間に免許の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日

2　1以外の無線局であって、令和八年十月二十八日から令和九年四月二十八日までの間に免許の有効期間が満了するもの 3　平成三十年総務省告示第三百五十五号（再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）に掲げる無線局であって、当該再免許の申請を電子申請等により行う場合にあっては、令和八年八月二十八日から令和九年二月二十八日までの間に免許の有効期間が満了するもの		
六　無線局免許手続規則第二十五条の十四の規定により再登録の申請を行うことができること。	災害救助法適用区域内を登録人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の登録人であって、令和八年八月二十八日から令和九年二月二十八日までの間に登録の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
七　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三十九条第二項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付の申請を行うことができること。	災害救助法適用区域に居住する者であって、令和八年四月二十八日から同年七月二十八日までの間に電気通信主任技術者試験に合格したもの	令和九年一月二十七日
八　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第三十七条第二項の規定により工事担任者資格者証の交付の申請を行うことができること。	災害救助法適用区域に居住する者であって、令和八年四月二十八日から同年七月二十八日までの間に工事担任者試験に合格し、又は工事担任者の養成課程を修了したもの	令和九年一月二十七日

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（有効期間の延長の適用）

2　一の項の規定により無線局の免許の有効期間が延長された期間又は二の項の規定により無線局の登録の有効期間が延長された期間における電波法第百三条の二第一項に規定する応当日については、同項に規定する起算日には該当しないものとする。

3　一の項の規定による免許の有効期間の延長があった無線局について再免許を付与するとき、又は二の項の規定による登録の有効期間の延長があった登録局について再登録をするときは、一の項の規定による免許又は二の項の規定による登録の有効期間の延長はなかったものとする。

○消防庁告示第十二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のように定める。

令和八年八月十四日

消防庁長官　大沢　博

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の三第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による防火対象物の点検及び報告の特例の認定が有効であること	消防法第八条の二の三第一項の規定による認定を受けた防火対象物の管理について権原を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に当該認定の有効期間が満了するもの 一　その管理に係る防火対象物の所在地が令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（次号において「災害救助法適用区域」という。）内にあること。 二　災害救助法適用区域内に住所（法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地）を有すること。	令和九年一月二十七日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。